

横植協会07-19号
令和7年10月15日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

【イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則」の一部改正について】
(輸出検疫終了の表示が変更されました。)

植物防疫所ホームページ(トップページの最新情報)に10月9日付けで掲載されていますので、お知らせします。

【内容】

令和7年10月9日付けでイスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。

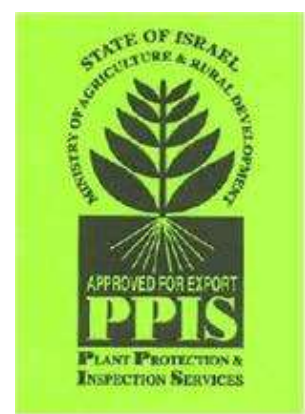
改正内容は、梱包の側面に表示される輸出検疫終了の表示の変更です。

詳細については、別添「07-19」をご参照願います。

以 上

イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則（平成2年3月20日付け2農蚕第1124号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
5 表示 告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の（1）の様式、仕向地の表示は次の（2）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。 （1）輸出植物検疫終了の表示  （2）（略）	5 表示 告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の（1）の様式、仕向地の表示は次の（2）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。 （1）輸出植物検疫終了の表示  又は  （2）（略）

附 則

この通知は、令和7年10月9日から施行する。